
平成 29 年度

福井ならではのバスツアー催行事業（奥越観光ツアー）補助金

募 集 要 領（追加募集）

福井県観光営業部観光振興課

福井ならではのバスツアー催行事業（奥越観光ツアー）補助金募集要領

福井県恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）を組み込み、勝山市や大野市の自然を活かした滞在型ツアーを主催する旅行会社等に対し、経費の一部を補助することで、「奥越観光」をテーマにした旅行商品の造成を促進するとともに、県外観光客の誘致の推進を図る。

記

1 募集内容

募集対象ツアーおよび募集要件

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 募集するツアー商品 | 奥越観光ツアー |
| 運行期間 | ・平成29年7月～平成30年3月 実施日は協議し決定 |
| 運行内容 | ・福井県立恐竜博物館と六呂師高原を取り入れること。 ・その他、奥越エリアを利用した魅力的な提案があると尚よい。 |
| 日程・設定本数 | ・原則2泊3日以上とし、奥越エリア（勝山市、大野市、池田町等）を含む県内で宿泊すること。 ・ツアー本数は原則2本とするが、それ以上設定しても構わない。 |
| 最少催行人員・実施時期 | ・ツアーの最少催行人員、実施時期等については、事業者自らが定めること。 |
| PR方法 | ・ツアーの実施にあたっては、パンフレットやチラシ、新聞・雑誌広告の掲載等、効果的な告知を行うこと。 |
| その他 | ・複数のツアーを設定し、応募人数が最少催行人数に達さないツアーがある場合は、申込者に働きかけをするなど催行率を上げるよう努めること。 ・補助金の範囲内で、ツアーの魅力を高める工夫を行うこと。 ・アンケートを実施し、回収を行うこと。 ・今後も継続して、旅行商品として造成・販売できるような企画であること。 |

2 補助内容

(1) 補助内容は以下のとおりとする。

ただし、1社あたりの上限を23万円とする。

- ・広告代として1社あたり15万円補助する。
- ・ツアーが催行された場合は、ツアー1本あたり4万円を加算して補助する（最大2本）。

(2) 支援内容

(ア) 事業実施期間

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--------------------------|
| 事業実施期間 | 補助金交付決定日 ~ 平成30年3月15日（木） |

※国、福井県、市町、(公社)福井県観光連盟または公的支援機関が実施する、ほかの財政的支援制度を受けている事業または受ける予定の事業は除く。

(イ) 補助対象経費

| 経費区分 | 内 容 |
|------------------|----------|
| 役員費 | 広告料 等 |
| 使用料および賃借料 | 車両借上げ料 等 |
| 知事が特に必要があると認めるもの | |

3 応募

(1) 応募資格

全国の旅行業者および交通事業者

※旅行業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づき、旅行業登録を受けたものとする。

※交通事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、旅客自動車運送事業の許可を受けたものとする。

(2) 応募期限

平成29年6月14日（水）～7月7日（金）17:00まで

(3) 提出書類

次の書類を作成のうえ、持参もしくは郵送または宅配便にて、必要部数提出して下さい。

| 提出書類 | 提出部数 | 備 考 |
|----------------|------|--|
| 事業計画書 (企画書) | 4部 | 所定の事業計画書 ※その他、事業計画書を補足する企画書の提出も可 ※様式は、福井県HPからダウンロードできます。 (URL) http://www.pref.fukui.jp/doc/kankou/index.html |
| 会社概要 | 1部 | |

4 審査

(1) 審査方法

- ・事業計画書(企画書)については、審査員が審査・採点を行います。
- ・審査にあたり、事業計画等に関して、ヒアリングを実施させていただくことがあります。
- ・審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定します。
- ・審査内容については公表しません。
- ・審査結果は別途通知しますが、異議の申し立ては認めません。

(2) 審査基準

次のような観点から、審査を実施します。

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---------------------------------|
| 新 規 性 | 提案する新たな切り口の観光資源の掘り起こしに魅力が感じられるか |
| 広 報 力 | ツアー募集の広報が効果的か |
| 誘 客 力 | 内容が魅力的で集客ができる計画内容か |
| 費用対効果 | 補助金額に対する費用対効果が優れているか |

(3) 通知

審査結果については、後日、福井県観光営業部観光振興課から通知します。その後、採択となった方は、別途交付にかかる手続きを行っていただきます。なお、予算の範囲内において後日改めて事業者募集を行い、審査の上、交付決定を行うことがあります。

5 スケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|-----------------------|-------------|
| 平成29年6月14日(水)～7月7日(金) | 事業計画書提出 |
| 平成29年7月上旬 | 審査・採択決定(内定) |
| 平成29年7月中旬 | 交付申請書提出 |
| 平成29年7月中旬 | 交付決定・事業開始 |

6 その他

当補助金の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)ならびに福井県観光営業部観光振興課所管補助金等交付要綱の規定に従って下さい。

7 問い合わせ、提出先

福井県観光営業部観光振興課 観光誘客グループ 担当：山口

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0380 FAX 0776-20-0381

E-mail a-yamaguchi-kp@pref.fukui.lg.jp